

駅前アクティブセンター ステップ 運営規程

🌸 事業の目的

- 第1条 株式会社リハぷらす（以下「事業者」という。）が開設する「駅前アクティブセンターステップ」（以下「事業所」という。）において行う指定地域密着型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

🌸 運営の方針

- 第2条 1) 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の通所介護従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2) 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

🌸 指定地域密着型通所介護計画の作成等

- 第3条 1) 指定地域密着型通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族介護者の状況を十分に把握し、個別に指定地域密着型通所介護計画を作成する。
- また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った指定地域密着型通所介護計画を作成する。
- 2) 指定地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対し理解しやすいよう説明し、利用者の同意を得、当該指定地域密着型通所介護計画を利用者に交付する。

🌸 事業所の名称等

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 駅前アクティブセンター ステップ
- (2) 所在地 福井県敦賀市白銀町10-13 酒井電機ビル1階

職員の職種、員数及び職務の内容

- 第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 従業者
 - 生活相談員 1名以上
 - 介護職員 1名以上
 - 看護職員 1名以上
 - 機能訓練指導員 1名以上従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

営業日及び営業時間

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで
(日曜・祝日及び12月29日～1月3日は休業)
 - (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
 - (3) サービス提供時間 9時00分から16時30分までとする。

指定地域密着型通所介護の利用定員

- 第7条 利用定員は、18名とする。

指定地域密着型通所介護の内容及び利用料等

- 第8条 1) 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、基準額に、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。
- (1) 食事の提供
 - (2) 入浴
 - (3) 日常生活のお世話
 - (4) 日常生活動作の機能訓練…日常生活、レクリエーションを通じた訓練
 - (5) 送迎
 - (6) 個別機能訓練……個別の機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施
- 2) その他日常生活費
 - 3) レクリエーションやサークル活動に要する費用は実費を徴収する。
 - 4) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 5) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

緊急時等における対応方法

- 第9条 通所介護従事者は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

事故発生時の対応

- 第10条 利用者に対し、通所介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに家族等当該利用者の関係人及び保険者等に連絡するとともに、直ちに所要の措置を講じ、これにより損害賠償すべき事項が生じたときは、所要の損害賠償を速やかに行う。また、かかる賠償義務を担保するため適正な業務保証保険契約を締結する。

通常の事業の実施地域

- 第11条 通常の事業の実施地域は、敦賀市とする。

相談・苦情対応

- 第12条 利用者からの相談苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応する。
- (1) 当事業所担当窓口：管理者電話番号 0770-21-4088
 - (2) 居住地(敦賀市)の介護保険担当窓口：電話番号0770-22-8180
 - (3) 福井県国民健康保険団体連合会：電話番号0776-57-1614

サービスの利用に当たっての留意事項

- 第13条 1) 通所介護従事者は利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2) 通所介護従事者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

非常災害対策

- 第14条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

虐待の防止

- 第15条 (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

業務継続計画の策定等

- 第16条 (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

その他運営についての重要事項

- 第17条 1) 事業者は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は、２００７年３月３１日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、２０１２年９月３日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、２０１６年３月３１日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、２０１６年４月１日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、２０１８年４月１日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、２０１８年１０月１日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、２０２１年３月２日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、２０２１年１２月１日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、２０２４年４月１日から施行する。
- 附 則 この改正規程は、２０２５年４月１日から施行する。

